

地域生活支援ワーキングに係る取組について

1 ワーキング開催の経過

- ・平成 30 年度 地域移行支援に関するワーキング会議の開催
- ・令和元年度 地域生活支援ワーキング会議に変更し開催

▶地域生活支援拠点等の機能についても一体的に検討

開催日：令和元年 6 月 24 日（月）

参加者：10 名

2. 検討内容

(1) スーパーバイザー（以下「S V」）派遣の体制整備

・背景

地域生活支援拠点等の機能の一つである《専門的人材の確保・育成》を整備するため、平成 30 年度より障がい者相談支援調整事業として困難ケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家（S V）を派遣する体制を確保

▶今後は実務を踏まえた助言のできる S V 確保が必要

・取組

- ①各区地域自立支援協議会・各区障がい者基幹相談支援センターへ協力の依頼
- ②各指定障がい福祉サービス事業所等運営法人へ推薦の依頼（別紙参照）

・推薦状況

8 月末時点での被推薦者は 14 法人から 15 名

【被推薦者の内訳】

所属事業所のサービス種別

	相談支援	日中サービス	その他
人数	7	4	4

事業所所在地

	西	東住吉	生野	平野	港	西淀川	東淀川	東成	他市
人数	3	3	2	2	1	1	1	1	1

保有資格（複数回答含む）

	相談支援 専門員	社会 福祉士	精神保健 福祉士	介護 福祉士	看護師 准看護師	言語 聴覚士	介護支援 専門員	その他
人数	7	6	6	3	2	1	1	7

対応可能な分野（複数回答含む）

	人数
強度行動障がい者への支援に関すること	5
触法障がい者への支援に関すること	3
高次脳機能障がい者への支援に関すること	7
医療的ケアを必要とする者への支援に関すること	4
地域自立支援協議会の運営に関すること	6
ケース検討会議の開催や検討方法に関すること	8
事業所運営や法令・制度に関すること	5
その他	7

※その他…障がい児への支援、複合的な課題への支援、成年後見制度について等

（２）地域移行支援の推進に向けた障がい者支援施設訪問の取組状況

・背景

地域移行の推進に向け、各障がい者支援施設との連携を深め「顔の見える関係」づくりを進めるため、平成 30 年度より大阪市福祉局と各区障がい者基幹相談支援センターが各障がい者支援施設を訪問

・取組状況

資料 4 - 2 のとおり

・今後の予定

引き続き施設訪問を実施（20 施設のうち残り 9 施設を訪問予定）

（３）緊急時対応にかかる新たな仕組みについて

資料 5 - 1 「地域生活支援拠点等における緊急時の受入・対応機能の整備について（案）」参照

令和元年7月17日

各区地域自立支援協議会 代表者 様
各区障がい者基幹相談支援センター 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長

大阪市障がい者相談支援調整事業における スーパーバイザー推薦にかかるご協力のお願い

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、地域における相談支援体制の充実に向け、障がい者相談支援調整事業として、各区障がい者基幹相談支援センターからの依頼に基づき、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する事業を実施しております。

本事業を円滑かつ効果的に活用していただくためには、さまざまな分野における専門的知見や豊富な支援実績があるスーパーバイザーを派遣できる体制を整えておく必要があります。このため、各指定障がい福祉サービス事業所等運営法人代表者様に対し、別紙のとおりスーパーバイザー推薦のお願いをさせていただくことといたしました。

つきましては、各地域に適任と思われる方がおられましたら、法人様に推薦のお声がけをいただく等、お力添えをお願い申し上げます。

なお、推薦については7月末日を目途にお願いしておりますが、それ以降も、随時、受け付けさせていただきます。

お手数をおかけいたしますが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1 スーパーバイザーの役割について

対象者の支援が計画的に進まない場合、指定特定相談支援事業者や指定障がい福祉サービス事業者等は、個別支援会議を開催し支援方法等を検討します。しかしながら、そこで支援方法を共有できない場合等は、指定特定相談支援事業者の後方支援機能を有する各区障がい者基幹相談支援センターや各区保健福祉センターを含めたケース検討会議を行います。

本スーパーバイザーは、各区障がい者基幹相談支援センターが、指定特定相談支援事業者や指定障がい福祉サービス事業者の後方支援を行ううえで、必要な知識や方法等について、専門的な助言・指導を行います。

【派遣が想定される事例】

強度行動障がい、高次脳機能障がい、触法障がい者への支援、医療的ケアに関する支援 等

2 派遣方法について

原則として各区障がい者基幹相談支援センターから、障がい者相談支援調整事業の受託事業者（大阪市障がい者相談支援研修センター）あてに派遣依頼していただきます。

大阪市障がい者相談支援研修センターは、依頼に基づき、適切なスーパーバイザーを選定の上派遣します。

3 被推薦者について

資格等についての規定はありませんが、本事業の派遣が想定される事例に的確な助言等を行うため、少なくとも10年以上の実務経験等を有している方を想定しています。

（例えば、各事業所においてスーパーバイザーの役割を担っておられる方など）

4 その他

スーパーバイザーの派遣は、依頼内容に応じて実施させていただくことになりますので、推薦いただきましても派遣依頼をさせていただけないことがあります。ご容赦ください。

（参考）これまでの派遣事例

- ・ 支援が難しい方の個別支援会議への参加
- ・ 対象者の面談に同席し、アセスメントの支援
- ・ 地域自立支援協議会が主催する研修会等の講師

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

担当 和田、綾塚、土肥

電話番号 06 - 6208 - 7999・7939

令和元年7月17日

各指定障がい福祉サービス事業所等運営法人 代表者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長

大阪市障がい者相談支援調整事業におけるスーパーバイザーの推薦のお願い

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、地域における相談支援体制の充実に向け、障がい者相談支援調整事業として、障がい者基幹相談支援センターからの依頼に基づき、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する事業を実施しております。

本事業を円滑かつ効果的に活用していただくためには、さまざまな分野における専門的知見や豊富な支援実績があるスーパーバイザーを派遣できる体制を整えておく必要があります。

つきましては、貴法人において、スーパーバイザーとして適任であると思われる方がおられましたら、本市あてにご推薦いただきますようお願い申し上げます。

また、派遣の依頼につきましては、障がい者相談支援調整事業の受託事業者（大阪市障がい者相談支援研修センター）から、推薦いただきましたご本人に直接連絡させていただくこととなりますので、その際にはスーパーバイザーとしての活動にもご配慮くださいますようお願い申し上げます。

業務ご多用中とは存じますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

1 スーパーバイザーの役割について

対象者の支援が計画的に進まない場合、指定特定相談支援事業者や指定障がい福祉サービス事業者等は、個別支援会議を開催し支援方法等を検討します。しかしながら、そこで支援方法を共有できない場合等は、指定特定相談支援事業者の後方支援機能を有する各区障がい者基幹相談支援センターや各区保健福祉センターを含めたケース検討会議を行います。

本スーパーバイザーは、各区障がい者基幹相談支援センターが、指定特定相談支援事業者や指定障がい福祉サービス事業者の後方支援を行ううえで、必要な知識や方法等について、専門的な助言・指導を行います。

【派遣が想定される事例】

強度行動障がい、高次脳機能障がい、触法障がい者への支援、医療的ケアに関する支援 等

2 派遣方法について

原則として各区障がい者基幹相談支援センターから、大阪市障がい者相談支援研修センターあてに派遣依頼していただきます。

大阪市障がい者相談支援研修センターは、依頼に基づき、適切なスーパーバイザーを選定のうえ派遣します。

3 被推薦者について

資格等についての規定はありませんが、本事業の派遣が想定される事例に的確な助言等を行うため、少なくとも10年以上の実務経験等を有している方を想定しています。

(例えば、各事業所においてスーパーバイザーの役割を担っておられる方など)

4 推薦について

貴法人の職員の方などで、スーパーバイザーとして適任であると思われる方がいらっしゃいましたら、別紙推薦書にご記入のうえ、下記問い合わせ先まで送付をお願いします。

推薦につきましては、7月末日を目途にお願いしたいと考えておりますが、それ以後も、随時、受け付けさせていただきます。

推薦いただいた方については、大阪市障がい者相談支援研修センターへ情報提供し、同センターが作成するスーパーバイザーのリストに掲載されますので、推薦にあたっては必ずご本人の了承を得ていただきますようお願いいたします。

なお、依頼内容に応じてスーパーバイザーの選定をさせていただくことになりますので、推薦いただきましても派遣依頼をさせていただけないことがありますので、ご容赦ください。

5 その他

その他、詳細については、大阪市障がい者相談支援研修センタースーパーバイザー派遣事業実施要領に定めるとおりです。

スーパーバイザーとして従事していただいた際は、1日あたり所定の報酬をお支払いします。(その際は、支払いに必要な範囲で、従事いただいた方に個人情報の提供をお願いします。)

(参考) これまでの派遣事例

- ・支援が難しい方の個別支援会議への参加
- ・対象者の面談に同席し、アセスメントの支援
- ・地域自立支援協議会が主催する研修会等の講師

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
担当 和田、綾塚、土肥

〒530 - 8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号 06 - 6208 - 7999・7939

障がい者相談支援調整事業 スーパーバイザー推薦書

年 月 日

法人名		代表者職名・氏名	
法人所在地			
担当者氏名		電話番号	

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課長 様

次の者を大阪市障がい者相談支援スーパーバイザーとして推薦します。

ふりがな		役職名等	
氏名			
スーパーバイズ 可能な分野	<input type="checkbox"/> 強度行動障がい者への支援に関する事 <input type="checkbox"/> 触法障がい者への支援に関する事 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障がい者への支援に関する事 <input type="checkbox"/> 医療的ケアを必要とする者への支援に関する事 <input type="checkbox"/> 地域自立支援協議会の運営に関する事 <input type="checkbox"/> ケース検討会議の開催や検討方法に関する事 <input type="checkbox"/> 事業所運営や法令・制度に関する事 <input type="checkbox"/> その他 ()		
保有資格等			
支援にかかる 経歴・実績等			

【被推薦者同意欄】

<p>私は、次のことに同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の情報を大阪市及び大阪市障がい者相談支援研修センターが保有すること ・ 派遣依頼の連絡や調整にできる限り応じること ・ スーパーバイザーとして従事する中で知り得た情報は他に漏らさないこと ・ スーパーバイザーとして従事する場合、支払に必要な範囲で個人情報を提供すること 	
被推薦者署名	